

暴力団排除条項の導入について

興産信用金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等の内容を踏まえ、平成22年4月1日より、お客様との融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」に「暴力団排除条項」を導入いたしました。

本条項は、ご契約のご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、反社会的行為を行わないことを表明・確約していただき、これに反することが判明した場合には、当金庫の判断で直ちに債務の返済やお取引の解消等を求めていくものです。

さらに、普通預金規定等にも平成22年7月1日より「暴力団排除条項」を導入いたしますので、普通預金口座などの新規取引をお申込みの際には、お客様が反社会的勢力に該当しないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

また、お取引開始後にお申込時の申告が虚偽であった場合や、反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、お取引を解約させていただきます。

なお、改定後の各種規定は改定以前からお取引いただいているお客様にも適用されません。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断の取り組みに邁進してまいりますので、お客様には、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。